



「望まない受動喫煙をなくす」ことを目的に、健康増進法が改正されました。

飲食店 オフィス・事業所 工場 ホテル・旅館 など

多くの人々が利用するすべての施設において、

2020年4月から 原則屋内禁煙となります。

原則として屋内全面禁煙となります。

例外として、一定の基準（※）を満たした喫煙専用室の設置が認められます。

店内禁煙



屋内禁煙

喫煙のみ可



喫煙専用室設置
(施設の一部に設置可)

飲食等も可



加熱式たばこ専用の喫煙室設置
(施設の一部に設置可)

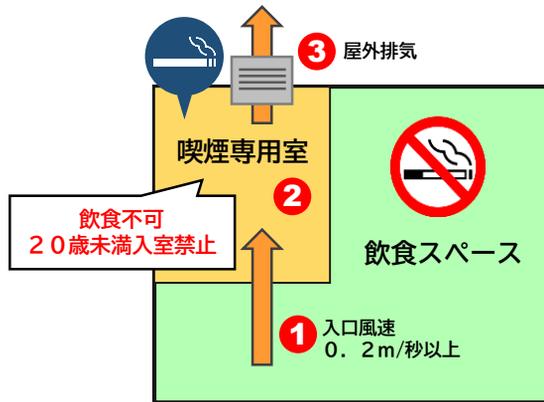
喫煙専用室について

●喫煙専用室はたばこの煙の流出防止のため、以下の技術的基準（※）を満たす必要があります。

改正法の施行後に施設内での喫煙を可能にするためには、各種喫煙室の設置だけでなく、その運用に関しても様々なルールの遵守が必要となります。事業者のみなさんが喫煙室の検討を行う際には、以下のような事項に気をつけて、よく検討するようにしてください。喫煙専用室の設置について検討する際は、以下の事項に留意してください。

< 技術的基準（※） >

- 1 喫煙室入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること
- 2 壁、天井等によって区画されていること
- 3 たばこの煙が屋外に排気されていること



留意事項

既存の施設において、管理権限者の責めに帰すことができない事由により、屋外排気ができない場合は、「脱煙機能付き喫煙ブース」の設置が認められています。

（1 2 の基準は満たす必要があります）

●運用に関しても、様々なルールがあり、違反した場合には罰則等が適用されることがあります。



施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。



20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。



従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。



義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

喫煙専用室では喫煙以外の行為（飲食、事務作業等）は禁止されています。

例外的経過措置

- 加熱式たばこ専用の喫煙室では飲食等も可能です。（紙巻きたばこ等を喫煙することはできません。）
- 一部の小規模飲食店は店舗全体もしくは一部を喫煙可能とすることができます。

詳細は裏面へ→

義務に違反すると、自治体からの指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

『飲食店における経過措置』

経過措置適用チェック

小規模飲食店の条件

- 2020年4月1日時点で、営業している店舗である
- 個人経営または資本金5000万円以下である
- 客席面積は100㎡以下である

飲食店は、2020年4月1日から「原則屋内禁煙」です。
 (屋内で喫煙する場合は、喫煙室の設置が必要です。)
 飲食店経営者のみなさんは、ご自身の店舗において必要な対策をご確認ください。

すべてに該当する

該当しない項目が1つ以上ある

禁煙

経過措置として選択

喫煙

店内禁煙



屋内禁煙

喫煙のみ可



喫煙専用室設置
(施設の一部に設置可)

飲食等も可



加熱式たばこ専用の喫煙室設置
(施設の一部に設置可)

飲食等も可能な喫煙室



喫煙可能室

(施設の全部、または一部に設置可)

届出が必要

★「小規模飲食店」は標識を提示することで、**喫煙可能室(飲食可能)**を設置
 または **店舗全体を喫煙可能(喫煙可能店)** とすることができます。

留意事項

- 喫煙・禁煙のエリアを分ける場合は、<技術的基準(*)> **1 2 3** を満たす必要があります。また、施設の全部を喫煙可能にする場合も <技術的基準(*)> **2** を満たす必要があります。
- 喫煙可能とするエリア(店舗)への20歳未満の立ち入りは禁止されています。

喫煙可能とする飲食店は、お近くの保健所(受動喫煙防止対策担当)へ届出を提出していただきますようお願いいたします。

届出書につきましては
 奈良県ホームページからダウンロードできます⇒



※表面「喫煙専用室について」をご覧ください。

お住まいの市町村

届出に関する問合せ先

住所

電話番号

大和郡山市、天理市、生駒市、
生駒郡、山辺郡

奈良県郡山保健所

大和郡山市満願寺町60-1

0743-51-0196

大和高田市、橿原市、桜井市、宇陀市、
御所市、香芝市、葛城市、磯城郡、宇陀郡、高市郡、北葛城郡

奈良県中和保健所

橿原市常盤町605-5

0744-48-3034

五條市、吉野郡

奈良県吉野保健所

吉野郡下市町新住15-3

0747-52-0551

受付時間：平日(月曜日から金曜日まで) 午前9時～午後4時 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日まで)を除く

■ 各種支援制度、相談窓口をご利用ください ★対象となる施設や申請方法等は、それぞれの窓口にお問い合わせください。

■ 受動喫煙防止対策助成金

喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度

[問合せ] 奈良労働局健康安全課 TEL:0742-32-0205

■ 「受動喫煙防止対策助成金」を受けられない事業者向けの補助金

受動喫煙対策を推進するため、生活衛生関係事業者であって、「受動喫煙防止対策補助金」を受けられない事業者(労働者災害補助保険の適用を受けない事業主(一人親方))の場合

[問合せ] 奈良県生活衛生営業指導センター TEL:0742-33-3140

■ 特別償却または税額控除制度に関する問合せ

お近くの税務署

■ 受動喫煙防止対策の技術的な相談窓口

厚生労働省 相談ダイヤル TEL:050-3537-0777

■ 喫煙室などの要件の確認や職場環境の把握のための測定機器の貸出

厚生労働省 受付ダイヤル TEL:03-3635-5111

■ 受動喫煙防止対策に関する問合せ

お近くの保健所

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県医療政策局疾病対策課

TEL:0742-27-8928

FAX:0742-27-8262

